



日韓／韓日対話 第6回企画 コロナ禍が日韓の大学  
教育にもたらしたもの ―― (韓国) チョン・ビョン  
ホ、 (日本) 光本滋の論考をもとにした対話――

정, 병호

光本, 滋

多胡, 太佑

肥後, 耕生

---

(Citation)

コロナ禍が日韓の大学教育にもたらしたもの

(Resource Type)

other

(Version)

Author's Original

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/0100485228>



翻訳：多胡太佑（尹太佑）

# 新型コロナウイルスパンデミックによる 登録金返還に関連する訴訟

チョン・ビョンホ  
(ソウル市立大学法学専門大学院教授)



# I. 序論

- 2020年初めに始まった新型コロナウイルス感染症のパンデミックにより、今までになかったオンライン教育を経験した大学生らは、教育サービスと校内の施設の正常な利用、サービスの不備を理由に登録金返還または減額を要求
- 大学と教育当局側が対応をしないと、一部の大学生が訴訟を提起
- 大学生らの訴訟は二つ
  - 1) 「大学登録金に関する規則」(2010. 12. 2. 教育科学技術部令第83号に改正) 第3条が学生が教育サービスと施設利用サービスをまともに受けられない場合、登録金を減額できるように規定しなかった立法不作為により、請求人の平等権と財産権が侵害されたとの**違憲審判請求**
  - 2) 大学生らが在学する諸学校法人と大韓民国を相手にして、違法行為による損害賠償と、学校法人らを相手に不当利得返還を求める**民事訴訟**

## II. 違憲審判請求(憲裁 2023. 7. 20. 2020ホンマ434 決定)

### 1. 訴訟の経過

2020. 3. 22. 憲法裁判所 受付, 2020. 3. 31. 審判回付, 2023. 7. 20. 決定

### 2. 請求人の主張

- 審判対象の条項である「大学登録金に関する規則」第3条は、新型コロナウイルス感染症のパンデミックの場合、登録金を減額する規定を定めておらず、そのため**正常な教育サービスを受けられない学生と通常の教育サービスを受ける学生を差別しており、登録金規則第3条第1項に該当する学生、第4項に該当する休学者及び第5項に該当する休業者とも差別している。したがって請求人の平等権を侵害する。**
- 審判対象の条項のため一般大学は、非対面オンライン授業を行いながらもオンライン大学の1学期分の登録金より高い登録金を負わせており、その差額分の請求人の**財産権を侵害する。**

## II. 違憲審判請求(憲裁 2023. 7. 20. 2020ホンマ434 決定)

### 3. 争点

大学が教育サービスと校内施設の正常な利用サービスを一定期間提供できない場合、登録金を減額することができる規定がない「大学登録金に関する規則」第3条の不真正立法不作為を争う本事件審判請求が、権利保護利益の要件を備えているかの点

[審判対象条項]

大学登録金に関する規則（2010. 12. 2. 教育科学技術部令第83号に改正されたもの）

第3条（登録金の免除・減額）①学校の長は次の各号に基づいて登録金を免除し、又は減額することができる。

1. 学校の事情により学生全員あるいは一部に対して、入学金を免除し、又は減額することができる。
2. 経済的事情が困難なもの及び奨学上必要であると認めるものに対しては、登録金を免除し、又は減額することができる。
3. 天災地変等により登録金の納入が困難であると認めるときは、登録金を免除し、又は減額することができる。

（以下、省略）



## II. 違憲審判請求(憲裁 2023. 7. 20. 2020ホンマ434 決定)

[関連条項] 2020. 10. 20. 高等教育法第11条の改正前後の比較

第11条（登録金及び登録金審議委員会）①・②（省略）	第11条（登録金及び登録金審議委員会）①・②（現行と同様）
<p>③各学校は、登録金を策定する際、教職員（私立大学の場合は、学校法人の推薦する財団のものを含める）、学生、関連した専門家などで構成される登録金審議委員会を設置・運営しなければならない。この場合、学生委員は委員全体の定数の10分の3以上にする。</p>	<p>③各学校は、登録金を策定する際、教職員（私立大学の場合は、学校法人の推薦する財団のものを含める）、学生、関連した専門家などで構成される登録金審議委員会を設置・運営しなければならない。この場合、学生委員は委員全体の定数の10分の3以上、構成単位別の委員は、10分の5未満にして、関連した専門家委員を選任する際は、学則の定めにより、学校を代表する側と学生を代表する側の間で協議が行われなければならない。</p>
<p>新設</p>	<p>④学校は「災難及び安全管理基本法」第3条第1号の定める災難により、学校施設の利用及び実験・実習が制限され、又は授業時数が減少するなど学事運営が正常に行われなかった場合、登録金を免除・減額することができる。</p>

## II. 違憲審判請求(憲裁 2023. 7. 20. 2020ホンマ434 決定)

[関連条項] 2020. 10. 20. 高等教育法第11条の改正前後の比較

<p>④学校の設立者・経営者は、登録金審議委員会の審議結果を最大限に尊重しなければならない。</p>	<p>⑤学校は、特別な事情がない限り、登録金審議委員会の審議結果を最大限に反映しなければならない。</p>
<p>⑤第3項の登録金審議委員会は「教育関連機関の情報公開に関する特例法」第6条第1項第8号の2の登録金及び学生一人当たり教育費算定根拠、都市勤労者の平均家計所得、第7条第3項の高等教育支援計画、登録金依存率（大学教育費に占める登録金の割合をいう）などを鑑み、該当年度の登録金を適正に算定しなければならない。</p>	<p>⑥第3項の登録金審議委員会は「教育関連機関の情報公開に関する特例法」第6条第1項第8号の2の登録金及び学生一人当たり教育費算定根拠、都市勤労者の平均家計所得、第7条第3項の高等教育支援計画、登録金依存率（大学教育費に占める登録金の割合をいう）などを鑑み、当該年度の登録金を適正に算定しなければならない。</p>
<p style="text-align: center;">新設</p>	<p>⑦第4項による登録金の免除・減額規模は、登録金審議委員会で議論しなければならない。</p>
<p style="text-align: center;">以下、省略</p>	<p style="text-align: center;">以下、省略</p>

## II. 違憲審判請求(憲裁 2023. 7. 20. 2020ホンマ434 決定)

### 4. 決定要旨 (不適法却下)

- 請求人は、本事件の審判請求以降通った大学からすでに納付した2020年1学期登録金の一部（2020年1学期登録金4,199,000ウォンの7.14%に該当する300,000ウォン）をコロナ-19特別奨学金の名目として返してもらい、直後に大学を卒業した。それでは、本事件審判請求が認容されても、すでに登録金を納付する必要がなくなった請求人の権利が救済されると見ることは難しいため、本事件審判請求は**主観的権利保護利益**を認められない。
- また、高等教育法が2020.10.20. 改正され、新型コロナなどによる学校施設の利用制限、又は学事運営の不備などがあった場合、登録金を減免することができる法的根拠が整えられた。したがって、本事件審判請求の対象と同様の類の侵害行為が今後も繰り返される危険があり、又は憲法秩序の守護・維持のために、それについての憲法的解明が緊要である事項としてみることは難しいため、例外的審判の利益も認めることが難しい。
- 結論として、本事件審判請求は、権利保護利益の要件が整っておらず、不適法である。



### III. 登録金返還訴訟

#### 1. 1審（2022.9.1. 宣告 ソウル中央地方裁判所 第47民事部 2020ガハブ559003判決）

##### (1) 事件の概要

2020年1学期から新型コロナウイルス感染症のパンデミックのため実施された非対面授業により、期待値に満たない教育サービスを受けたと考えた大学生らが、学校法人らを相手に、各100万ウォンの違法行為による損害賠償、又は不当利得返還を求める訴訟、大韓民国を相手に各10万ウォンの違法行為による損害賠償を求める訴訟を提起。

##### (2) 当事者

###### 1) 原告

当初、原告イム〇〇他2850人が本事件の訴訟を提起し、原告らの訴訟代理人は、原告が合わせて2851人であることを前提に、訴状の請求趣旨欄に、上記の原告らを番号で特定した。しかし、上記の原告らの内、154人が本事件訴訟継続中、訴訟を取り下げ、本判決宣告日現在、原告らは原告イム〇〇他2696人、合わせて2697人のみ残る。

###### 2) 被告

淑明（スクミョン）學院他25の学校法人及び大韓民国

### III. 登録金返還訴訟

(3) 裁判所の判断（原告らの請求を全て棄却）

1) 被告の学校法人らに対する、違法行為を原因とする損害賠償請求

ア) 被告の学校法人らが、法的根拠を持たず、非対面授業を実施したことにより、原告らの期待、又は予想を著しく裏切る教育サービスを提供したとみることができるのかという点

- 法的根拠：「今後学則改正により、遡及して適用することができるようにする」とのことを主な骨子とする「2020学年度1学期大学学事運営勧告案」
- 非対面授業が、原告らの期待、又は予想を著しく裏切る教育サービスを提供したと言える証拠がない。

### III. 登録金返還訴訟

1) 被告学校法人らに対する、違法行為を原因とする損害賠償請求

イ) 被告の学校法人らが、不当に繰越金及び積立金を積み立てたとみることができるのかという点

- 繰越金及び積立金の積立は、法令を遵守した行為であり、違法行為としてみることは難しい。

ウ) 被告の学校法人らが、「非対面授業」を実施した場合、登録金の一部を返還する義務を負うとみることができるのかという点

- 一部返還の法的根拠があると認めることが難しい（当時、施行中であった大学登録金に関する規則第3条第1項第3号、又は2020.10.20.改正、2021.1.21.施行の高等教育法第11条第4項も登録金減免を強制する規定ではなく、任意規定）
- 信義則ないし条理に基づいて登録金返還義務を負うとみることも難しい。

### III. 登録金返還訴訟

1) 被告の学校法人らに対する、違法行為を原因とする損害賠償請求

エ) 被告の学校法人らの「非対面授業」の実施などについて、その違法性、又は帰責事由を認めることができるのかという点

- 新型コロナのパンデミックという全世界的な災難事態と、その防疫のための政府の政策及び指針などによるものと見ることができ、被告の学校法人らにその帰責事由があると見ることは難しい。

### III. 登録金返還訴訟

2) 被告の学校法人らに対する、不当利得返還請求に関する判断

ア) 被告の学校法人らが支給してもらった登録金全部、又は一部についての不当利得返還請求に関する判断

- 著しく不十分な教育サービスが行われたとしても、契約が無効・取消し・解除されてはいないため、不当利得に該当しない。

イ) 両当事者の帰責事由のない一部の不能に対する不当利得返還請求に関する判断

- 教育サービス提供義務の一部が不完全履行であるかは別論とし、一部履行の不能があったと見ることは難しい。さらに、一部の不能の場合、一部の無効は全部無効であるとする民法第137条に基づき、全部不能であるため、原則として各在学契約全部が無効になるものの、原告が各在学契約全部の消滅を前提に不当利得返還請求をしなかったことは法理上、矛盾する。



### III. 登録金返還訴訟

#### 2) 被告学校法人らに対する不当利得返還請求に関する判断

ウ) 被告学校法人らが支給されて使用しなかった「実験実習費」及び「学生活動支援費」相当額の不当利得返還請求に関する判断

- 被告学校法人らは、原告らから登録金が支払われる際、上記のように、各費用の名目や用途を特定していない。
- 学校法人らが内部で予算を樹立する中で、使用目的を区別したという事情だけでは、該当目的による支出が行われなければ、被告学校法人らが登録金のうち相当額を不当に利得したことになり（「繰越金」積立）、又は原告らに該当金額を返還しなければならないと見る法的根拠がない。

### III. 登録金返還訴訟

#### 3) 被告大韓民国に対する国家賠償請求に関する判断

##### ア) 教育部長官の非対面授業についての指導・監督義務不履行を理由とした国家賠償請求に関する判断

- 「国家と地方自治体は、学校と生涯教育施設を指導・監督する」と規定する教育基本法第17条は、教育部長官の非対面授業についての指導・監督義務という具体的な作為義務を認めるための根拠としてみるのが難しい。
- 「教育部長官は学校が施設、設備、授業、学事、その他の事項に関して教育関係法令、又はこれによる命令や学則を違反した場合、期間を定めて学校の設立者・経営者、又は学校の長にその是正、又は変更を命じることができる」とする高等教育法第60条第1項も教育部長官の法律上の権限に関する規定であり、その義務に関する規定ではない。

### III. 登録金返還訴訟

#### 3) 被告大韓民国に対する国家賠償請求に関する判断

##### イ) 教育部長官の登録金返還対策の未樹立、又は登録金返還未勧告を理由とした国家賠償請求に関する判断

- 2020学年度1学期以前の大学登録金に関する規則第3条第1項第3号、2020.10.20. 新設された高等教育法第11条第4項は登録金の減免を強制しない
- 私立学校運営の自由を保障する憲法と法令に照らし、被告大韓民国、又は教育部長官が被告学校法人らに登録金返還を強制し、又は強力に勧告しなかったとし、これを違法な不作為として評価することは難しい。
- 教育部長官は、学校が施設、設備、授業、学事、その他の事項に関して、教育関係法令、又はこれによる命令や学則を違反した場合、期間を定めて学校の設立者・経営者、又は学校の長にその是正、又は変更を命じることができる」とする高等教育法第60条第1項も、教育部長官の法律上の権限に関する規定であり、その義務に関する規定ではない。

### III. 登録金返還訴訟

#### 4) 結論

- 誰もが予想できなかった新型コロナ・パンデミックという全世界的な災難が2020年初め頃、いきなり発生したことにより、本事件の原告らのように、2020学年度1学期各大学に在学していた学生らとしては、当初夢を見て期待していた通りの大学生活を十分に過ごすことができず、気の毒な側面があることは確かであるようだ。
- しかし、これまで詳細に見た通り、本事件での原告らの主張及びその提出した証拠のみでは、被告学校法人ら、又は被告大韓民国に法的責任を負わせるには十分ではないと判断される。

### III. 登録金返還訴訟

(2) 2 審（ソウル高等裁判所第 9 民事部2023. 7. 6. 宣告、2022ナ2038770判決）

1) 当事者

ア. 原告

被告学院に在学する大学生ら180人

イ. 被告

淑明（スクミョン）学院他 8 の学校法人及び大韓民国

2) 請求趣旨：1 審と同一

3) 1 審で除外した債務不履行責任を追加

控訴審裁判所はこれと違法行為による損害賠償請求、不当利得返還請求を選択的請求として判断



### III. 登録金返還訴訟

(2) 2 審（ソウル高等裁判所第 9 民事部2023. 7. 6. 宣告、2022ナ2038770判決）

#### 4) 裁判所の判断

第 1 審判決は、結論が正当であるため、これに対する原告らの控訴と、本裁判所で追加した選択的請求全部を棄却

ア. 違法行為を原因とする損害賠償請求に関する主張についての判断

①非対面授業は、対面授業に比べた場合、その仕方に些細な違いがあるのではなく、その質と内容において重大な違いがあり、実際漢陽（ハンヤン）学院の一部教員が、授業の履行における不備に関して懲戒処分されたという主張について、

- 被告学校法人らが非対面授業を実施し、上記の原告らの期待、又は予想を著しく裏切る教育サービス、又は著しく不十分な授業を提供し、故意や過失による違法行為によって、原告らに損害を負わせたと断定することは難しく、他にそれを根拠づける証拠がない。

### III. 登録金返還訴訟

(2) 2 審（ソウル高等裁判所第 9 民事部2023. 7. 6. 宣告、2022ナ2038770判決

#### 4) 裁判所の判断

ア. 違法行為を原因とする損害賠償請求に関する主張についての判断

②被告学校法人らは、特定の場合に限り、繰越金及び積立金を最小限に積み立てることができるとする私立学校法第32条の4、第1、2項に反して、不当に過度な繰越金及び積立金を積み立てたとする主張について、

- 被告学校法人らに具体的な義務を負わせる内容として見るのが難しい。

### III. 登録金返還訴訟

#### イ. 債務不履行を原因とする損害賠償請求に関する主張

被告学校法人らは、原告らから在学契約上、登録金を受け取ったにも関わらず、在学契約が定めていない非対面授業の方式を取るのみならず、図書館を閉鎖し、又は使用を制限するなど教育施設をまともに提供しなかったため、被告学校法人らの在学契約上の教育サービス提供義務は不完全履行、ないし履行不能であるという主張について、

- 被告学校法人らが2020学年度1学期に全面的、又は部分的に非対面授業を実施したという理由だけで、それがすなわち被告学校法人らの教育サービス提供義務が不完全履行、又は履行不能であると断定し難い。
- 学校施設の制限的運営は原告らを含め、在學生や国民の生命権、健康権を保護するためにやむを得ない措置である。教育施設の利用制限は、安全配慮義務の適切な履行であり、災難状況の中で防疫のための政府の政策及び指針などによるものであるため、被告学校法人らに債務不履行の帰責事由がないと判断。

### III. 登録金返還訴訟

#### ウ. 不当利得返還請求に関する主張

- 被告学校法人らの登録金請求権の範囲は、教育サービスの提供義務の履行不能限度内に減縮されるため、被告学校法人らは登録金の一部を民法第741条によって原告らに返還しなければいけないとの主張に対して、
- 提出された諸証拠だけでは、被告学校法人らの原告らに対する各在学契約上の教育サービスの提供義務が履行不能になったと見るのが難しく、他にそれを根拠づける証拠がないと判示。

終

ご清聴ありがとうございました。



# コロナ禍が日本の大学教育にもたらしたものの



2023年11月4日

日韓/韓日対話 第6回企画

光 本 滋

(北海道大学大学院教育学研究院)

# はじめに

- 2020年のコロナ禍（COVID-19 Epidemic）において、大学は対面授業をはじめ多くの活動が制限された。このことは「大学が保持すべき状態」や「大学のあるべき姿」はどのようなものかという問題を関係者につきつけた
- 2023年、大学のキャンパスはコロナ禍以前の賑わいを取り戻している。とはいえ、エピソードは終息していない。「第9派」の感染者数は過去最高といわれている。一連のコロナ対策が科学的知見に基づき行われたかは、なお検証を要する大きな問題である
- 本報告では、コロナ禍の日本の大学で展開した2020年の学費減額運動をふりかえり、その意義と課題について考察する

# コロナ禍が日本の大学教育にもたらしたもの

1. 2020年の学費減額運動

2. 学費減額運動の意義

3. コロナ禍が明らかにした高等教育の課題

CPCリフレ No.17

エコ-する(知)

2020年の大学危機

—コロナ危機が問うもの—

光本 滋

コロナ危機の中、大学の在り方を問う!  
大学の現状から見えて来るものは何か。オンライン、  
対面授業や教育費負担の問題に鋭く斬り込む。  
大学問題のエキスパートが解説した好著。

クロスカルチャー出版

# 2020年の学費減額運動

## コロナ禍（COVID-19 Epidemic）における日本の大学

- 2020年3月24日、文部科学省通知（学事日程の弾力的な扱いを認める、60時間を超えるオンライン授業の単位も卒業要件に含めてよい等）
- 4月7日、政府は7都府県に緊急事態宣言を発令。16日には対象地域を全国に拡大  
→ 全国の大学にオンライン授業実施のため1学期（4月1日～）の始期を遅らせたり、キャンパスへの立入りを禁止する動き広がる
- 「全面対面」9.7%、対面と遠隔の「併用」30.2%、「遠隔授業のみ」60.1%

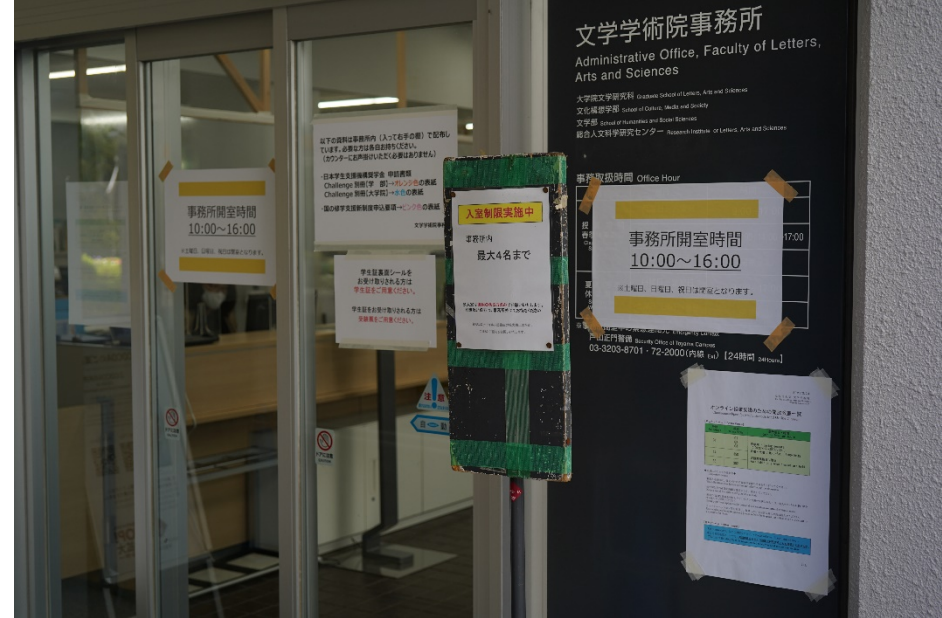
回答数1066校（高専含む）。文部科学省「大学等の授業の実施状況」2020年6月1日時点





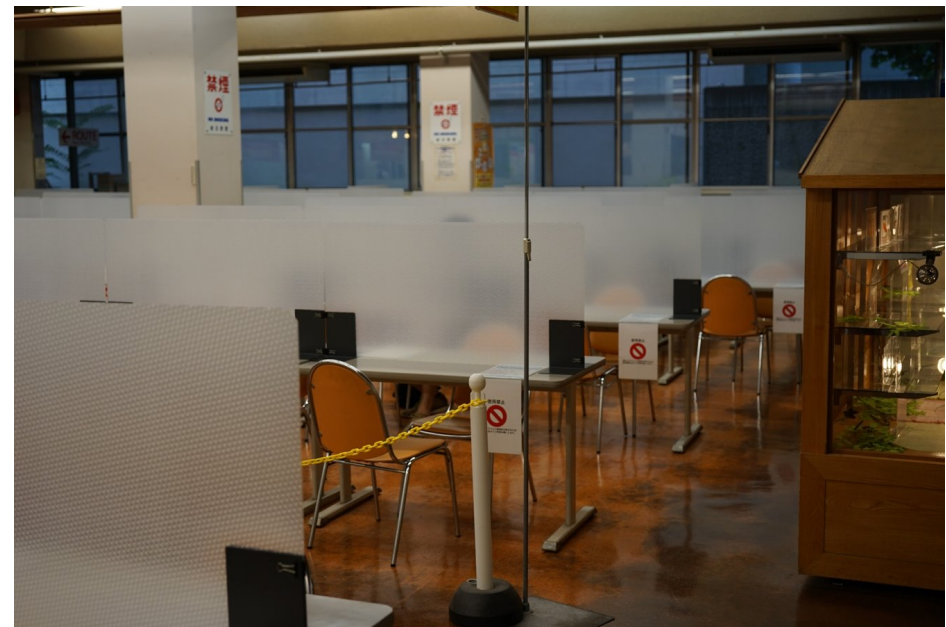
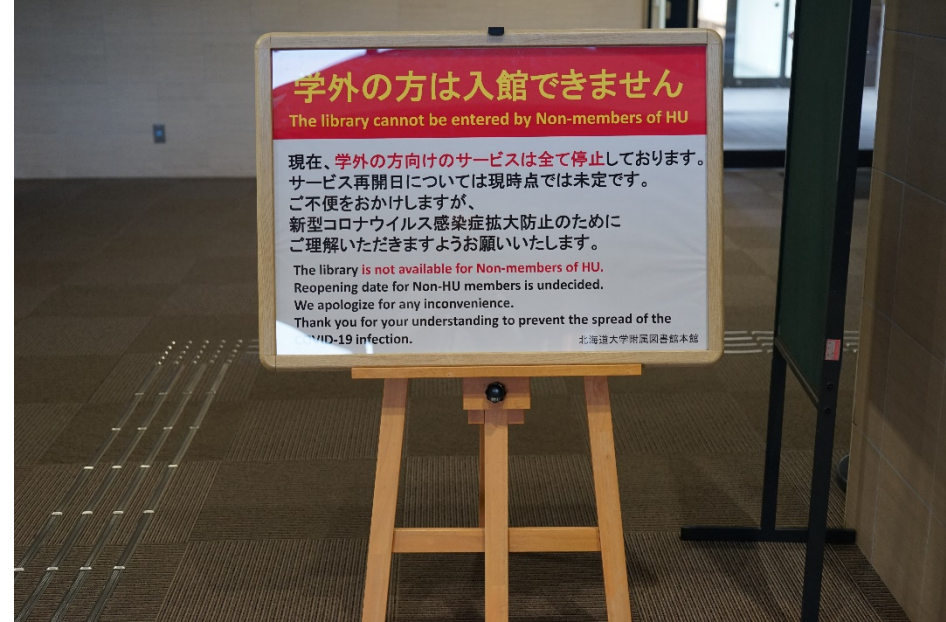
光本撮影（2021年4月、慶應義塾大学  
三田キャンパス）





左：教室のオンライン設備 右上：事務室 右下：PCルーム  
光本撮影（2021年4月、早稲田大学戸山キャンパス）



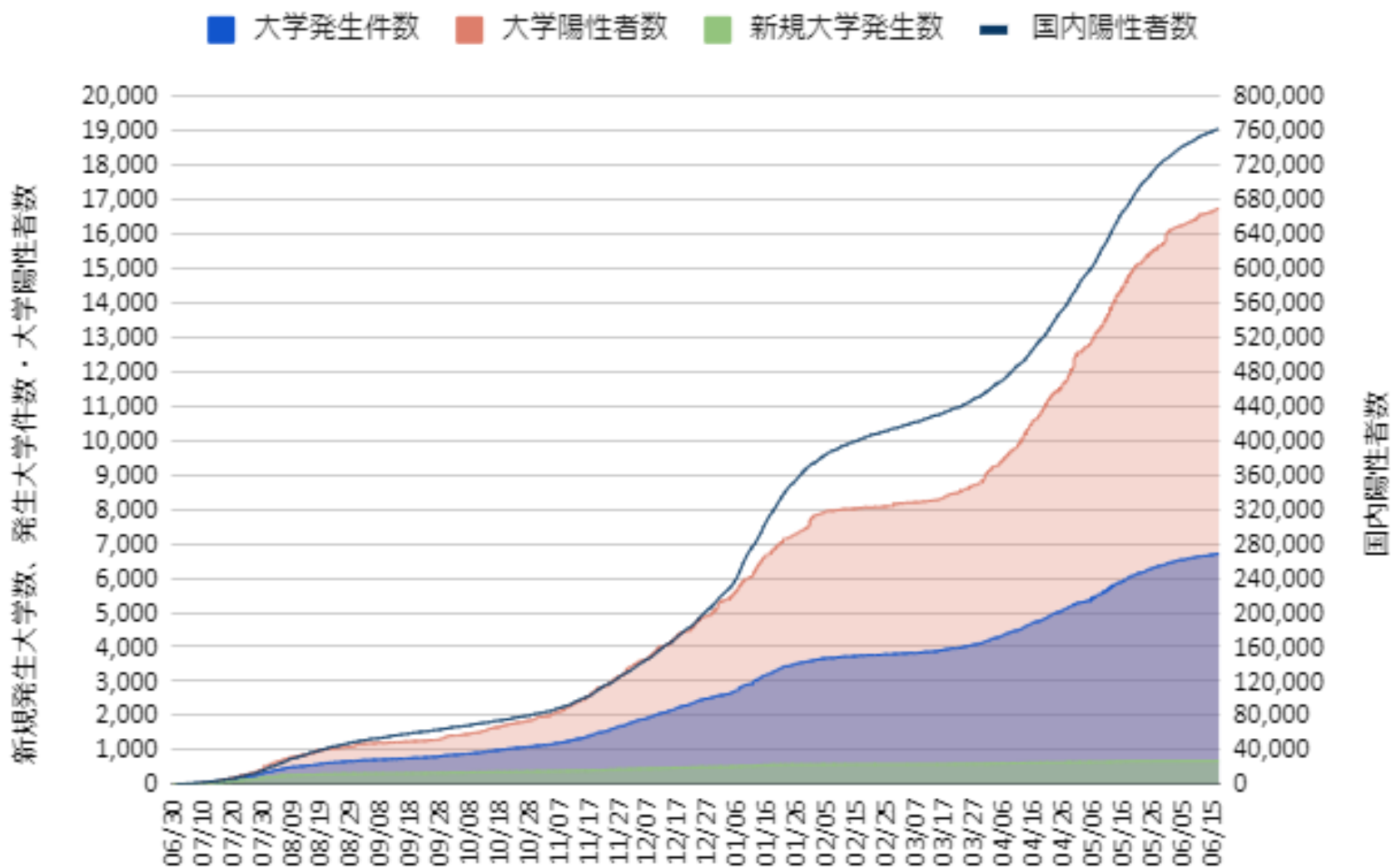


左：工学部のトイレ（改修工事中） 右上：図書館 右下：食堂  
光本撮影（2020年9月、2021年2月、北海道大学札幌キャンパス）



# 新規大学発生数、大学発生件数、大学陽性者数、国内陽性者数 (累計)

※7月1日以降



## 学生の要求運動

- 4月5日 青山学院大学
- 4月11日 立命館大学
- 4月13日 早稲田大学
- 4月14日 秋田公立大学、大東文化大学
- 4月15日 多摩美術大学など4大学
- 16日以降は件数が急増、1週間後の4月22日までに79大学。4月29日までに186大学、5月5日までに207大学（私立195大学、国立8大学、公立4大学）

→ 初期に運動がはじまったのは、東京・京都などの都心部の大規模大学と美術系の大学であった

## 世論の関心

- 4月下旬まで、マスコミの関心は学生の経済的困窮ではなく、学生に対する風当たりの強さの方だった

3月、海外への卒業旅行から帰国した学生がクラスターの発生源となったことが報道され、当該大学の学生は「アルバイトをさせない」などバッシングが広がった

- 4月22日、学生団体「高等教育無償化プロジェクトFREE」(以下「FREE」)が記者会見を行い、大学生らに対して行ったアンケートの結果などを発表。「学生の13人に1人が退学検討」していることが共同通信から配信され、全国紙などに掲載されたことにより、学生の困窮に対する社会的な関心が高まった

## 学生の要求の展開

- 経済的要求：給付金の支給、学費の減額・返還、支払期限の延長など
- 施設の利用：図書館など施設を可能な限り利用させること
- オンライン授業の受講環境を中心とする教育環境の整備
- 課外活動・就職活動を含む学生生活全般への支援
- 情報公開

経済的な要求を掲げていることは共通。条件整備や情報公開に関する要求も初期から見られる

# 大学の対応

- 4月16日、就実大学が3万円を給付すると発表
- 4月21日、明治学院大学が5万円を給付すると発表

以後、多くの大学が学生に対して給付金を支給するようになっていく  
日本私立大学教職員組合連合の調査では、学生に対する給付額は50000円が最も多く、102校中72校、次いで30000円が14校。最高額は10万円（3校）。日本私立大学協会が設置する私学高等教育研究所が行った調査においても同様の傾向

- 学生に対する給付金は、大半が「教育環境整備」「学生支援」などの名目
- 「学費の返還・減額」を行った大学も少数ながら存在
- 釧路公立大学：授業料1カ月相当分（20000～65000円）を返金
- 和光大学：実験実習費を4割減額
- 東北芸術工科大学：授業料に含まれる施設整備分を学生に返金
- 京都芸術大学：施設整備費の一部を返金

## 学生と大学の交渉

### 大学に署名を提出

立命館大学、上智大学、明治大学、東洋大学、成城大学、  
獨協大学、大東文化大学、同志社大学、多摩美術大学、神  
奈川大学、宮城女学院大学、東京学芸大学、帝京大学

青字の大学では署名提出後、大学との交渉（メールのやりとり、対面）が行われている

学生が署名を提出したものの大学側が受け取り拒否

和歌山大学（署名に学外者のものが含まれているため学生の署名とは見なせないという理由）

## 政府の支援策

- 3月26日、文科省は大学などに対して授業料等の減免、納付時期の猶与等、学生への支援の検討を要請
- 4月30日、2020年度第1次補正予算「家計が急変した家庭の学生に対する支援」（国立4億円、私立3億円）
- 6月12日、第2次補正予算「困窮学生等に対する支援」。各大学等が行う独自の授業料等の軽減措置を実施するための経費を支援するもの（国立45億円、私立94億円）
- また、第1次補正の予備費から「学生支援緊急給付金」530億円を支出。住民税非課税世帯の学生に20万円、それ以外の学生に10万円を支給

→ それぞれ意義はあるものの、財政基盤の弱い大学は授業料等の軽減措置を実施できない、手続きが煩雑なため給付金をあきらめた学生が少なくないなどの問題があった



# 学費減額運動の意義

## 学生の問題提起

1. 2020年のコロナ禍における授業料等の減額、学生に対する経済的支援
  2. 学費（授業料、施設整備費、教育充実費など各種名目の学生の負担金）の内容・水準の適切さ
  3. 高等教育の費用を誰がどのように決定すべきか
  4. 高等教育の費用を誰が負担すべきか
- 学生の要求には1が共通にあり、2～4の要素が混在していた
  - 学生は他大学の署名文書を見たり、相互に交流することにより、高等教育の費用に関する認識を深めていった

## 大学側の主張

1. 学生の校内への立入りの禁止は感染症対策として必要な措置であり、**民法上の債務不履行には該当しない**
2. 学生に負担を求めている学費は卒業（学位取得）までの期間全体にかかる費用の総額を在籍期間で除したものであり、**利用料の性格を持つものではない**
3. オンライン授業の環境整備のためにも**追加費用が生じている**
4. 実習や実技科目など緊急事態宣言下では実施できない形態の教育は、実施の条件が整った後行っていく
5. 家計の急変など**学生の経済的困窮への対応は別途行う**

→ これらは学費を減額・返金しないという主張を正当化する根拠として主張されている。中には十分な検討と合意形成を経ていないものもある（特に2）

## 学生の統一要求運動

- 学費減額署名運動をはじめた学生はSNS（Twitter、LINE）によりつながりノウハウの共有と全国的な運動を展開
- 全国的な運動は、①オンライン署名、②提言・政府に対する要求、③記者会見など①・②に関する情報発信
- ①オンライン署名は41校の発起人の連名による「『一律学費半額を求めるアクション』」の名で実施

要求事項は、

### 1. 国の予算による一律の学費半額化

### 2. 大学などへの予算措置

- 署名数は10663筆（4/24～4/29）
- ②は、緊急提言（4/22）、内閣総理大臣・文部科学大臣に対する要請書（4/30）、文科省に対する趣旨説明（4/30）。日本記者クラブにおける会見（5/1）

**4/24～ ご署名お願いします！**

# **一律学費半額**

**#大学にも予算を  
#COVID19学費問題**

1. 国の予算で一律の学費半額化を求めます
  - 経済的影響が長期化することで、学業を続けることが難しい学生が大量に出てくる恐れがあります。対象が狭く審査に時間をとる現行の制度ではなく、国公立の違いや、課程や学年の違い、国籍の違いを問わない学費半額への一律減額を求めます。
2. 大学などへの予算措置を求めます
  - 国は、新型コロナへの対応で増えた大学などの費用を補填してください。大学ではオンライン授業の設備投資や教職員の残業代など、予期せぬ負担が出ています。例えば、図書館休館に伴って書籍を貸し出すシステムを各大学が整備する際、国がこの費用を補償してください。

一律学費半額を求める アクション <https://www.change.org/u/1080446917>

## 大学団体の見解

- 国立大学協会・公立大学協会・私立大学連合会が連名し、留学生を含む正規学生に対する給付金の拡大、各大学が家計急変した学生に対して緊急に実施する授業料免除に対する支援、学生の自宅における通信環境の整備や通信料の負担に関する支援を要望した（2020年5月11日）
- 学生の課程や所属組織の別を問わず公費による支援を求めている点は学生側の要求と共通である
- しかし、この要望書と学生側の要求との間には見過ごすことのできない溝が存在する
- 学生側が公費支援の要求へと至る過程で絶えず学費の水準と内容を問題にしてきたのに対して、大学団体はそれらを問題にせず、学費減免に対する公費支援は学生が経済的に困窮した場合に限られている

# 学費減額運動の意義

## (1)世論へのインパクト

- 学生の経済的困窮への注目
- 学生の活動が（過度に）制約されていることへの注目

## (2)学費減額の実現

- 多くの大学が学生に給付金を支給。一部の大学では授業料等学費の返金の実現
- これらは学費減額運動なしには実現しなかっただろう

## (3)大学の意義、学生の権利に関する認識の深まり

- これらは学生が自身の要求の正当性を考察する中で深められた

# コロナ禍が明らかにした 高等教育の課題

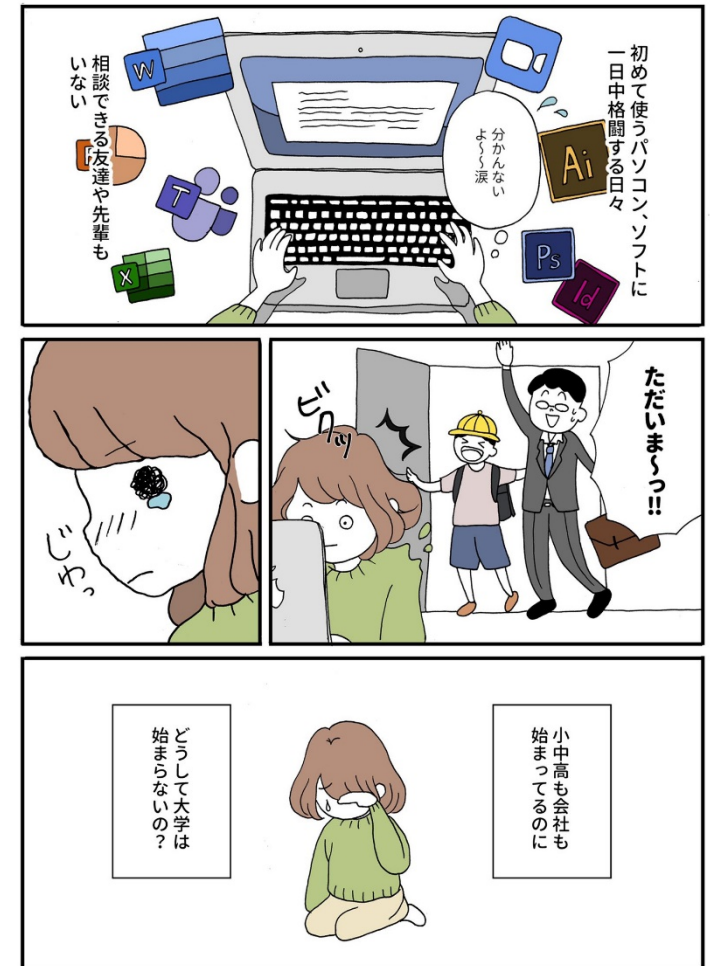
## (1) 学生の社会的排除

- パンデミックの初期、特に学生に対する規制を求める世論
- 「学生は身勝手」「自己都合で進学したのだから優遇すべきでない」

## (2) 大学における学生の排除

- 多くの大学では意思決定から排除（施設の利用者、在学契約者の地位にとどまる）

→ 学生の権利を確認、確立することが課題





- 現代の大学には、人権としての高等教育を保障する機関であることが求められている。人権としての高等教育の内容は（断片的なものも含めて）学生の要求の中に示されている。これを普遍的なものにしていくには学生自身が代表者を立て大学当局、政策当事者と交渉するようすべきだろう
- 同時に大学は、批判的に思考し、社会の問題を分析・解決策を求め、実践することを社会的責任とする市民の育成（「革新的な教育方法」(ユネスコ1998)）を課題とする。これを可能とする研究・教育を追求する必要がある

例えば、学内で感染者を出さないようにするだけでなく、地域（社会）の感染を減らすためにどうすべきかを考え、実行することも大学の責任である。日本の大学に欠けているのは、こうしたプロセスに学生を加えていくとりくみではないだろうか？

- 2020年の学費減額運動には、高等教育の権利性を学習者の視点から問い、かつユネスコが言う「批判的な教育方法」に通じる学習と実践のプロセスが含まれていた
- 大学はこのような運動の意義を理解し、自身の教育を見直す契機とすべきだろう

お疲れさまでした

